

一般会計予算決算常任委員会審査日程

日時 令和3年11月4日（木）

午前10時

場所 議場

- 1 議案第78号 令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算(第12回)について
- 2 承認第8号 令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算(第11回)に関する
専決処分について

■分科会長報告概要■

	令和 3 年 10 月臨時会
	一般会計総務文教分科会
議 案 件 名	議案第 78 号 令和 3 年度山陽小野田市一般会計補正予算 (第 12 回) について
担 任 事 項	総務文教常任委員会所管部分
概 要	今回の補正は主に、歳入では国庫補助金などの増額、歳出では新型コロナウイルス対策費の増額を行うもの
論点又は質疑によって明らかになった事項など	<p>【歳入】</p> <p>○15 款国庫支出金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 354 万 2,000 円の増額は、交付限度額 4,748 万 2,000 円のうち、上記の額をノートパソコン 15 セットの購入費などに充当するため <p>○19 款繰入金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政調整基金 761 万 4,000 円の増額 令和 3 年度末の予算上の残高は 37 億 9,044 万 3,000 円となる <p>【歳出】</p> <p>○ 2 款総務費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策費 360 万 7,000 円の増額は、ノートパソコン 15 セット、ウイルス対策ソフト、収納バッグなどの購入費 <p>(主な質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ウェブ会議の実績とノートパソコンが 15 台増えることの費用対効果はどうか」との質問に「ウェブ会議の実績は令和 2 年度が 270 件、1,063 名、令和 3 年度が 340 件、1,719 名である。現在の 5 台では、これが限界であり、今後、一対一の双方向型研修にも対応するのに 15 台必要である」との答弁。 ・「このパソコンは、どこに保管するのか」との質問に「LAN 整備により、既に本庁は 27 か所、総合事務所は 16 か所でウェブ会議を実施可能であり、今後は総合事務所での保管も考えていきたい」との答弁。 ・「今回の整備における補助率はどれぐらいか」との質問に「通常の国庫補助とは異なり、交付限度内示額が 4,748 万 2,000 円と示されている。その範囲内でコロナ対策の用途に使えるものになっている」との答弁。

■分科会長報告概要■

	令和 3 年 10 月臨時会
	一般会計産業建設分科会
議 案 件 名	議案第 78 号 令和 3 年度山陽小野田市一般会計補正予算 (第 12 回) について
担 任 事 項	産業建設分科会担任事項
概 要	<p>今回の補正は、コロナ禍で売上げが減少した飲食店等の事業継続を支援する支援金を創設するものと、今年 8 月に路面等の沈下を確認した市道の早急な復旧並びに今後の沈下対策を行うためのもの</p>
論点又は質疑によって明らかになった事項など	<p>【歳出】</p> <p>○7 款 商工費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 項 6 目新型コロナウイルス対策費 4,474 万 9,000 円の増額は、コロナ禍で売上げが減少した市内の飲食店等の事業継続を支援する「飲食店及び飲食店関連事業者等支援給付金」の創設に伴う財源充当である。 ・ 給付対象者は、県から中小企業者デルタ株集中対策支援金等が交付されている市内の飲食店、飲食店関連事業者及びタクシー・運転代行事業者であり、申請期間は令和 3 年 11 月 22 日から令和 4 年 1 月 31 日まで。支給額は 1 事業者当たり 20 万円である。 <p>(主な質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「補助金の申請は書類の作成が大変だが、どのように対応するのか」との質問に「早急に検討して、簡素化していきたい。申請書への記入は必要最小限のもののみを求めると、煩雑な売上台帳等の確認は書面 1 枚で行えるようにすることなどを考えている」との答弁 ・ 「県から補助金を受けた者だけを対象としているが、県の補助金を受けることができなかった者に補助する考えはないのか」との質問に「県の補助要件である売上げの 30% 以上減少は事業者にとって死活問題であり、既に県が審査しているため迅速に交付できることから、県に上乘せして補助することにした」との答弁 <p>○8 款 土木費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 項 3 目道路橋りょう維持費 1,334 万円の増額は、令和 3 年 8 月中旬の秋雨前線豪雨の影響により発生した市道共和台 1 号線の舗装の亀裂、側溝の破損や沿道民地内の工作物の被害に対する工事請負費と地質調査委託料である。 ・ 工事請負費は、再発を防止するための緊急対策工事と道路

の補修工事、民地内の塀や階段等に生じた被害の復旧工事である。

- 地質調査委託料は、ボーリング調査と、傾斜計や地下水位計を使った継続的な調査を行うものである。

(主な質疑)

- 「今回の工事は応急処置なのか」との質問に「今回の工事は応急処置だが、調査を続けて恒久的な対策工事につなげたいと考えている」との答弁
- 「個人宅の被害は補償するのか」との質問に「道路の沈下が原因となった被害については、市が補修する」との答弁

■ 分科会長報告概要 ■

	令和 3 年 10 月臨時会
	一般会計民生福祉分科会
議 案 件 名	承認第 8 号 令和 3 年度山陽小野田市一般会計補正予算(第 11 回)に関する専決処分について
担 任 事 項	民生福祉分科会担任事項
概 要	今回の補正は、国が進めている新型コロナウイルスワクチン接種事業において、3 回目の接種を実施することが示されており、今後のワクチン供給を見据え、接種体制を早急に整えるための予算措置が必要となったため、令和 3 年 10 月 11 日に専決処分を行ったもの
論点又は質疑によって明らかになった事項など	<p>【歳出】</p> <p>○ 4 款 衛生費</p> <p>1 項 7 目新型コロナウイルス対策費 6,090 万円の増額は、新型コロナウイルスワクチンの 3 回目の接種の実施に向けたシステム改修や接種予約に係るコールセンターの設置、ワクチン接種等の費用である</p> <p>(主な質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1 回目と 2 回目の接種予約の時はコールセンターにつながりにくかったが、今回はどのように対応するのか」との質問に「今回は 2 回目の接種から 8 か月を経過した人に順次、接種券を発送するため、対象者が分散する。最大限の 7 回線を用意する」との答弁 ・「新型コロナウイルス感染症は収束傾向にあり、危機感が薄まっている。さらなる広報活動が必要ではないか」との質問に「詳細が決まり次第、広報、ホームページ等で周知する」との答弁 ・「3 回目の接種は、1 回目、2 回目と同じワクチンが望ましいと思われるが、どのワクチンを接種したか把握しているか」との質問に「接種年月日、ワクチンの製品名、ロットナンバーを全て記録している」との答弁 ・「前回、ウェブ予約の操作方法が分からない人がいたが、対応を考えているか」との質問に「前回、ウェブ予約した人は、登録済みのアカウントを継続して使えるようにシステムを改修する」との答弁 ・「かかりつけ医がいない人には、どのように周知するのか」との質問に「民生委員や福祉委員、ケアマネージャー、若年層には学校等を通じてチラシ等を配付する」との答弁